

自己資本の構成に関する開示事項（平成25年3月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準）

1. 連結自己資本比率（平成19年金融庁告示15号、附則別紙様式二号）

（単位：百万円、％）

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目（1）		
普通株式に係る株主資本の額	193,542	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	57,046	1a
うち、利益剰余金の額	138,249	2
うち、自己株式の額（△）	959	1c
うち、社外流出予定額（△）	793	26
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式に係る新株予約権の額	—	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	—	69,182
3		
普通株式等Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分の額	—	5
経過措置により普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,700	
うち少数株主持分等に係る経過措置	1,700	
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額（イ）	195,243	6
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	—	895
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	—	895
9		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	2
10		
繰延ヘッジ損益の額	—	0
11		
適格引当金不足額	—	10,042
12		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
13		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
14		
前払年金費用の額	—	—
15		
自己保有普通株式（純資産の部の計上されるものを除く。）の額	—	0
16		
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—
17		
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—
18		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
19+20+21		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—
19		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
20		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
21		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
22		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—
23		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
24		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
25		
その他Tier 1 資本不足額	3,222	—
27		
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額（ロ）	3,222	—
28		
普通株式等Tier 1 資本		
普通株式等Tier 1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	192,020	—
29		

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
その他Tier 1 資本に係る基礎項目 (3)		
その他Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier 1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier 1 資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額	—	
その他Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,798	34-35
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	35
経過措置によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (二)	1,798	36
その他Tier 1 資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	5,021	
うち適格引当金不足額に係る経過措置	5,021	
Tier 2 資本不足額	—	42
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	5,021	43
その他Tier 1 資本		
その他Tier 1 資本の額 (二) - (ホ) (ヘ)	—	44
Tier 1 資本		
Tier 1 資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	192,020	45
Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	
Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	46
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額	—	
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額	—	
Tier 2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	423	48-49
適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	54,000	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	49
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額	259	50
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額	259	50a
うち、適格引当金Tier 2 算入額	—	50b
経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	45,928	
うちその他の包括利益累計額に係る経過措置	45,928	
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	100,610	51

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
Tier 2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier 2 資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	5,021	
うち適格引当金不足額に係る経過措置	5,021	
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)	5,021	57
Tier 2 資本		
Tier 2 資本の額 (チ) - (リ)	95,589	58
総自己資本		
総自己資本の額 (ト) + (ヌ)	287,610	59
リスク・アセット (五)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,443	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係る経過措置	1,441	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に係る経過措置	2	
うち、自己保有普通株式に係る経過措置	0	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,032,900	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier 1 比率 (ハ) / (ヲ)	9.44	61
連結Tier 1 比率 (ト) / (ヲ)	9.44	62
連結総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	14.14	63
調整項目に係る参考事項 (六)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,678	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	342	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	1,302	75
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (七)		
一般貸倒引当金の額	259	76
一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額	434	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	78
適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額	11,229	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (八)		
適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額	—	82
適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	83
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額	54,000	84
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	6,000	85

2. 単体自己資本比率（平成19年金融庁告示15号、附則別紙様式一号）

（単位：百万円、％）

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目（1）		
普通株式に係る株主資本の額	189,085	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	57,026	1a
うち、利益剰余金の額	133,809	2
うち、自己株式の額（△）	959	1c
うち、社外流出予定額（△）	791	26
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式に係る新株予約権の額	—	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	—	69,135
経過措置により普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額（イ）	189,085	6
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	797
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	—	797
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
繰延ヘッジ損益の額	—	0
適格引当金不足額	—	10,953
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式（純資産の部の計上されるものを除く。）の額	—	0
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
その他Tier 1 資本不足額	5,476	—
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額（ロ）	5,476	—
普通株式等Tier 1 資本		
普通株式等Tier 1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	183,608	—

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
その他Tier 1 資本に係る基礎項目 (3)		
その他Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier 1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier 1 資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額	—	
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
経過措置によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (二)	—	36
その他Tier 1 資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	5,476	
うち適格引当金不足額に係る経過措置	5,476	
Tier 2 資本不足額	—	42
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	5,476	43
その他Tier 1 資本		
その他Tier 1 資本の額 (二) - (ホ) (ヘ)	—	44
Tier 1 資本		
Tier 1 資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	183,608	45
Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	
Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	46
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額	—	
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額	—	
適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	54,000	47+49
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額	—	50
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額	—	50a
うち、適格引当金Tier 2 算入額	—	50b
経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	45,895	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置	45,895	
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	99,895	51

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
Tier 2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier 2 資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	5,476	
うち適格引当金不足額に係る経過措置	5,476	
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)	5,476	57
Tier 2 資本		
Tier 2 資本の額 (チ) - (リ) (ヌ)	94,418	58
総自己資本		
総自己資本の額 (ト) + (ヌ) (ル)	278,027	59
リスク・アセット (5)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,281	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係る経過措置	1,280	
うち、自己保有普通株式に係る経過措置	0	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	1,999,460	60
自己資本比率		
普通株式等Tier 1 比率 (ハ) / (ヲ)	9.18	61
Tier 1 比率 (ト) / (ヲ)	9.18	62
総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	13.90	63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,607	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	75
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額	—	76
一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額	66	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	78
適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額	11,257	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額	—	82
適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	83
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額	54,000	84
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	6,000	85